

総務委員会会議録

日時 平成25年3月8日（火） 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後4時05分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 山田 一功
委員 武川 勉 鈴木 幹夫 石井 脩徳 山下 政樹
永井 学 高木 晴雄 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 田中 聖也 会計管理者 広瀬 猛
人事委員会委員長 小俣 二也 代表監査委員 古屋 博敏
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏
防災危機管理監 八木 正敏 総務部理事 望月 明雄
総務部次長 望月 洋一 総務部次長（人事課長事務取扱） 吉原 美幸
職員厚生課長 田中 久善 財政課長 尾崎 祐子 税務課長 上小澤 始
管財課長 平井 敏男 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛
防災危機管理課長 宮原 健一 消防保安室長 山下 宏
出納局次長（会計課長事務取扱） 吉田 泉 管理課長 小林 幸子
工事検査課長 風間 達夫
人事委員会事務局長事務代理 丹澤 保幸
監査委員事務局長 藤江 昭 監査委員事務局次長 鈴木 明彦
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 大森 茂男

議題（付託案件）

- 第3号 山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例中改正の件
- 第4号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第5号 山梨県職員定数条例中改正の件
- 第6号 山梨県行政財産使用料条例中改正の件
- 第7号 山梨県県税条例中改正の件
- 第11号 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例中改正の件
- 第13号 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例中改正の件
- 第31号 指定管理者の指定の変更の件
- 第32号 包括外部監査契約締結の件

- 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1
- 請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2
- 請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

- 請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止(廃炉)にすることを求めることについて
- 請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて
- 請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第25-2号 登記の事務・権限等の地方への移譲反対に関することについて
- 請願第25-3号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第15号 平成25年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用
- 第21号 平成25年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第22号 平成25年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第23号 平成25年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第27号 平成25年度山梨県公債管理特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。

また、請願第23-3号、請願第23-13号、請願第23-14号、請願第23-15号、請願第23-16号及び請願第24-7号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 3月7日に引き続き審査を再開し、午前10時2分から午後4時5分まで、途中、午前11時44分から午後1時1分まで及び午後2時4分から午後4時1分まで休憩をはさみ、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部関係

※第15号 平成25年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

(大学運営費について)

永井委員 総の33ページ、大学運営費でお伺いをします。県立大学の運営費交付金なんですけれども、県立大学の中に看護学部が設置をされていて、本県における看護師の

養成機関である看護学部運営費交付金という形で財政支援を受けております。平成25年度の当初予算で、看護学部部分の運営費交付金は幾らぐらいになりますでしょうか。総事業費に対する割合もあわせてお伺いをいたします。

前嶋私学文書課長 県立大学への運営費交付金は通常業務に充てられます標準運営費交付金が9億1,900万円程度になります。それと退職金等不定期に経費が変動する経費に充てられる特定運営費交付金が1億2,000万円程度とに区分されますが、通常業務に充当されます標準運営費交付金、9億1,900万円についてその内訳をちょっと御説明させていただきます。標準運営費交付金自体は大学全体を基準として算定しておりますので、積算内容のうち共通経費等を教職員数であったり、生徒数等で按分して看護学部に係る交付金というのを算定することになりますけれども、そういう算定をしますと4億6,000万円程度が看護学部に対応する交付金ということになると思います。これは標準運営費交付金9億1,900万円のうちの約50%ということになります。

永井委員 約50%ということで多額の財政出動をしているということで、本県における看護職員の人材供給という観点から県立大学は重要な役割を担っていると思っておりますけれども、毎年どのくらい県内の医療機関へ就職をされているのかお伺いします。

前嶋私学文書課長 県立大学の第1期の卒業生を送り出しました平成20年度以降で、看護学部の県内の就職率は平成20年度が43.1%、次の年度が45.4%、次が42.4%、昨年、平成23年度が49.5%と上昇傾向にある状況ではございます。

永井委員 徐々に上がってきてもう少しで5割になってくるということで、県立大学の中期目標では卒業生の半数以上が県内の医療機関等に就職することを目指すとしています。入学者の中には県外出身者も多くいらっしゃって、このような学生は卒業後に地元へ帰るということで県内に引きとめることは困難だと思っておりますけれども、県内出身者には住みなれた山梨の地で看護職員として活躍して、地域社会に貢献したいという志を持った学生が多いというふうに思っています。そこで1学年の定員の県内出身者の人数と割合、そして県内就業率についてお伺いをいたします。

前嶋私学文書課長 平成24年度看護学部在籍生407名いますが、そのうち県内出身者は237名で58.2%、約6割程度が県内出身者という状況でございます。学年別では、ことし卒業する4年生が60名、3年生が55名、2年生が62名、それから、1年生が60名という格好になっています。ほぼ平準化されて6割程度という格好になるかと思っております。

永井委員 以前、新聞報道にもありましたけれども、県立大学看護学部では平成25年度入学選考から推薦枠の出願条件として、県内に就職する強い意思があることというのを加えて、地元定着を促す推薦入試制度の見直しを行っています。これは県内出身者を県外に流出させない取り組みとして評価できるということでもありますけれども、出願条件によって県内就職が間違いなく確約をされているわけではないということです。この点について県立大学では推薦枠で入学した学生に対して、今後、どのようなアプローチ、対策で県内就業を促していくのかお伺いをいたします。

前嶋私学文書課長 委員御指摘のとおり、平成25年度入学生から一般推薦枠として45名という格好で、地域推薦枠の部分を一般推薦枠に統合したところでございますが、その中

に卒業後の県内医療機関への就業に対する強い意思を有する者ということが出願資格として載っております。こういう形で入ってきていただいた方に、早いうちから県内の医療機関の情報を提供したりしながら取り組んでいるところでございます。

永井委員

県内の医療機関等において看護職員の不足が叫ばれる中で、本県の保健医療、福祉の向上には県立大学から多くの優秀な人材を供給することが不可欠であると私は思っております。多額の県費を投入しているわけですから、推薦入学だけではなくてそのほかの学生に対しても県内定着を促す必要があると思っております。山梨で育てた人材は山梨から逃さないといったことが重要でして、それには県内の医療機関等の魅力づくりなど、医療機関が連携して新規就業者の確保に取り組む必要があるわけですが、まずは一番学生に近い県立大学において在学中に県内定着を図るための積極的なアプローチを行っていくことが大変重要だと思っておりますが、最後にその部分をお伺いします。

前嶋私学文書課長

先ほども若干申し上げましたけれども、早いうちからといたしましてまず2年生を対象としました県内病院の説明会、それから、3年生を対象としました県立大の看護学部の卒業生との意見交換会などを中心に行っております。もちろん4年生については県内医療機関の情報提供であったり、就職のアドバイザーの設置、インターンシップ、病院見学のあっせんということで取り組んできております。また、実習病院であります県立中央病院との連携を深めるような取り組みをしておりまして、中央病院の職員と大学教員との間に定期的に実習指導体制や就職指導等の情報交換をしている状況でございます。このような取り組みを含めまして県内就業の一層の促進を図っているところでございます。

（健康管理費について）

山下委員

総の9ページの職員厚生課の職員管理費のうち健康管理費9,030万円、説明を聞くと職員の人間ドックとか、健康診断、そういう経費に充てると思ったんですが、それで間違いありませんか。

田中職員厚生課長

そのとおりでございます。

山下委員

9,000万円というのは人間ドックとか健康診断で、職員どれぐらいの数を受けさせるつもりで計上されていますか。

田中職員厚生課長

組合員が大体4,000名程度いますので、定期健康診断及び人間ドック等について必ず受けるような形で。

山下委員

だから、数は。

田中職員厚生課長

平成23年度の実績からいいますと定期健康診断が対象者2,111名、それから、人間ドックが993名、合計3,104名が健康管理診断等の対象でございます。

山下委員

多分10割補助じゃないですよ。10割全部見るんじゃないかと多分何割か見るわけですよ、どれくらい見るんですか。

田中職員厚生課長

定期健康診断については全部県費で持っておりますが、人間ドック等につきま

しては1日・2日ドックについては8割、それから、オプション等につきましては7割というふうな形でその種類によって違っております。

山下委員 人間ドックも2年に1回ですか。

田中職員厚生課長 人間ドックについては、今、希望制をとっておりまして手を挙げていただいた中で、その中で年齢が高いとか、緊急度という形の中でこちらのほうで選定して受けていただくようにしております。

山下委員 基本的に希望した人はみんな受けられるかなと思っていたんですよ。話を聞いていると希望した人がなかなか受けられないですよということも伺っているわけですね。ある程度先ほど言った年齢の高い人というけれども、人間ドック受け出すのは、40歳を超えるぐらいからですかね、そういう人たちはある程度、希望を出した人たちはみんな受けさせるほうが、いいのかなというふうに思っています。その辺の見解はどうですか。

田中職員厚生課長 まず定期健康診断につきましてはほとんど全部の職員が対象ですけれども、人間ドックを受ければ定期健康診断を受診したものとみなしております。定期健康診断につきましては40歳以上の方については全部成人病検診という形の中で、血液検査やら胃検診とかいったものは全部受けるようにしております。人間ドックについては大体職員の35%程度、3年に1回ぐらいは受けるような格好でしてございまして、希望制にしておりますので、毎年、毎年というわけにはまいりませんので、去年受けた人は遠慮してもらい、なるべく幅広く拾うような形の中で選定をして受けてもらっているようにしています。

（出納局システム運営事業費について）

山下委員 わかりました。私もそうですけれども、毎年受けております。やっぱりそういう意味で自分の健康というのは、そういうもので管理していかなきゃいけないかなと思います。特に職員の方々は最近ハードワークが問題にもなっていますから、大いにそういうところをできるだけ受けさせるような体制づくりというのも考えていただきたいけたらと思います。

あと1問だけ、出納局の2ページのところで、先ほど、出納局システム運営事業費のところの説明で、物品購入のシステムをまたやるというんだけれども、それで間違いなにかちょっと教えてください。

小林管理課長 この経費でございますが、既に物品調達管理システムが動いておりまして、その維持管理に必要な経費でございます。

山下委員 ということは、全庁に物品調達システム、私、総務事務費関係を質問させていただいたときに、そういったものはある程度幹事課でかなり集中的にやっているというふうなことを聞いたんですけれども、そうすると全部に管理費が計上されてくるということなんですか。システムがあってその管理費ということでしょう。ということは、全部の課にそういうものがあるんですか、それをあてがわなきゃいけないですから、システム管理費を計上している。

小林管理課長 維持管理は当課で行っています。システムの端末が各課にございますので、維持管理費というのは当課だけが持っております。

山下委員 わかりました、結構です。

（防災対策費について）

鈴木委員 総の44の防災対策費のうち、8・9・10の中で防災士の養成事業とあるんですが、これ今まで県下はどんなような状況であるんですか。

宮原防災危機管理課長

防災士の養成につきましては今年度から市町村に補助という形で進めてきたわけですが、来年度からはそれを安価にやるということで、山梨大学への委託事業費をあわせて計上をさせていただきたいと思っております。

鈴木委員 そうすると、150万円で全市町村を対象にしているということ。

宮原防災危機管理課長

8番目の補助金につきましては市町村が現在4市町で独自の制度でやっております、それに対する半額補助という形で行っております。これですとかなかなか経費等もかかり、今年度予算計上したんですが、そういうことも踏まえまして来年度からは安価にできるような仕組みということで、山梨大学と連携して養成講座をやることで養成がスムーズに行くということだと思っております。

鈴木委員 そうすると、何名を想定しているのか。

宮原防災危機管理課長 予算計上分は60名を想定して計上しております。

鈴木委員 4市、4市町ですか、市町村名は。

宮原防災危機管理課長

現在制度を持っているのは韮崎市、都留市、甲州市、昭和町でございます。これの制度に基づいて行うものについては、この予算で対応をしていくということで、また制度設計をして新しくつくった市町村におきましても、この予算で対応していきたいと思っております。

鈴木委員 最近、危機管理ということの中で今言ったのは一部ということになるんだけど、これはやっぱり各市町村には必要なことではないかなと思うんだけど、指導みたいなことはしているの。

宮原防災危機管理課長

韮崎市、都留市、昭和町は以前からありまして、この制度を今年度つくったことで甲州市が新しく制度をつくって防災士の養成につきまして取り組んでいるところですが、全市町村に声をかけるとともに、その中で今年度、やはり市町村制度を持っているところへの補助という形だとなかなか取り組みが広がりやすく、防災士養成講座ですと東京へ行かないとならないということにして、それも踏まえまして来年度からは県内で受けられるシステムということで梨大と提携して、梨大へ委託することで県内で防災士の資格がとれるという仕組みを考えております。

鈴木委員 わかりました。災害というのはいつ来るかわからない中で、防災士というのがあると思うんだけど、やはり県下全域でそういう市町村を受けさせるとか、やりなさいよというふうな県の指導が必要ではなからうかと思うんだけど、その辺を強力に

推し進めていく必要性もあるんだと思うんだけど、その辺はどう思いますか。

宮原防災危機管理課長

かねてから防災士の養成の必要性について、市町村等に説明する中で、やはり今年度なかなか制度設計をつくる市町村も少なく、そういう課題も浮かび上がってきましたので、来年度、梨大との講座で全市町村に防災士の養成を声をかけて、防災士養成に尽力していきたいと思います。

（予算編成について）

山田副委員長

大枠な話で済みませんが、財政課になるのかなと思うんですが、県の歳入については御説明あったんですが、仕組みのことを教えてもらいたいんですが、歳出の場合は各部署が予算要求をしていく中で、最終的にそこを削ったりとか、これを必要だとか、あるいは、知事の目指す、来年度に向けた心意気というか、目玉を取り上げていくんですが、そういう過程の、段階というところをまず教えていただけますか。

尾崎財政課長

予算編成のプロセスについてでございますけれども、予算編成に当たりましては予算編成方針というものを予算編成に先立ちまして夏・秋にかけて各全部局にお示しをしております。その中で知事が掲げる重点的な方針、例えば今年度ございましたら定住人口の確保、新産業の創出、甲府市中心街の活性化などの重要テーマを掲げまして、これについては重点配分をしていくという方針を掲げまして、各部局から予算要求をしていただくことになってございます。

山田副委員長

ということで、一般の課はそういうふうになっているんですが、県が出資する法人に関する部分についてはどのような査定をしていくのでしょうか。

尾崎財政課長

県が出資している法人に関しましては、それぞれ出資している法人の所管課がございまして、その所管課から予算要求をいただいて議論していくという形になってございます。

山田副委員長

その過程でどこが審査するかはともかく、財政課としてこれは多過ぎないとか、もうちょっと削れるんじゃないかというような、そういう判断というのはどこがされるのでしょうか。

尾崎財政課長

それぞれ予算編成の過程は財政課と協議をするということだけが全てではございません。まず担当課の中において所属の中で判断をする。それから、各部局の中におきましても予算担当課と言われます総務課がございまして、総務課と事業課の間で議論をしますと、その過程で部局長が判断をされます。そこから財政課と予算担当課、いわゆる総務課でございまして議論する中で、これが妥当な額なのかどうかということが最終的に決まっていくこととなります。

山田副委員長

核心の話なんですけど、例えばこれまで私たちがやってきた中で、この委員会で一応終わったことなのでぶり返すのも申しわけないんですが、土地開発公社のこの中で理事会の決議、議事録を出していただきました。その中には幾らかかるとか来年度予算のこの記載がないまま、もう終わったことですが、平成24年度補正予算の中で6億5,000万円の債務負担行為の増額があって、それを受けて今回の企の10に反映してくるんですが、ノーチェックのままこういうところ上がってくるのかどうかと、核心はそこに、それを聞いたかったためにちょっと回り

くどく聞いてきましたけど。

尾崎財政課長 土地開発公社の件につきましてございますけれども、プロセスということで申し上げれば確かに委員御指摘のように理事会のほうで先に議決等をして意思判断をして、そして予算が県のほうに要請というような形であるというのも1つのプロセスであろうかと思えます。また、一般的な手続といたしましてそういった事務・事案によりましては、委員御指摘のように理事会で議決を経てから県のほうへというもののほうが適切なものも多々ございます。ただ、今回の土地開発公社の件につきましては公社の改革プランの改定をするということが大前提になっておるものがございます。公社の改革プランの策定主体は土地開発公社ではございませんで、県でございます。県が策定をするに当たりましては県議会と経営検討委員会にお諮りをしながら改定プランをつくっていくというのが出資法人改革に当たりまして通常経ているプロセスでございますので、そういった観点で県議会への予算というのが改革プランの改定案の一連のプロセスの中で、今回、御審議をいただいているものと理解しております。

山田副委員長 余り長くなってもいけないのでこれで最後にしますが、その改革プランのもとになる、ここで改革プランを変えなきゃならない一番の理由は去年から起きていることですよ。それにかかわる例えば当時も3億6,000万円から6億6,000万円の範囲、さらに、6メートル掘ったらそこから出てきたものにまた3億6,000万円ぐらいの範囲ということで、現在まだ金額は確定してないという中で、それが確定しないで結局改革プランもとりあえず今、11億1,000万円がそれに組み込まれて、我々その一番もとのところの状況が判断できないまま改革プランを最終的に議会で議決していけば、私たちも同罪という表現はよくないけど、認めたことになる。いずれ認めるんでしょうけれども、まだ不透明なところが多過ぎて結果として改革プランの中だと、だから、私たちはどこにも当たりどころがない、どこのボタンを押せばその答えが出てくるのか全然わからないんですよ。だから、財政課長だけをもちろん責める話ではないし、総務部長、こういう案件は今後どういうふうにしていくんですか。例えば明野の問題とか、それ以外の問題もやはり同じものになってくるんじゃないかと思うので。

田中総務部長 土地開発公社の今回の一連の件につきましては、あの事件が発覚してから直ちに県としても事態把握をいたしまして、対処方針が整理できた段階で県議会にもその時点でわかっていることにつきましては丁寧に御説明をさせていただきながら、事案の処理を進めてきたつもりでございます。確かに現時点で判明してない部分もあることは確かでございます。他方で県の予算、他方で土地開発公社の債務処理につきましては、年度内に予算計上をお願いしなきゃいけないものもございますので、現時点でわかっている状況を前提といたしまして予算計上をお願いしつつ、未確定な部分につきましてはつまびらかに御説明させていただきながら、予算計上のお願いをさせていただいているところでございます。引き続き情報提供させていただきますので、何とか御理解をいただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

（県庁舎耐震改修等整備事業費について）

小越委員 総の26ページ、管財課の防災新館のことでまずお伺いします。県庁舎の中の防災新館41億8,300万円ですけれども、PFIで、たしかことし引き渡しをするので半額建設費を払って、あと残りは分割払いをするとお聞きしているんですが、ことし幾ら建設費として支払い、そして、今後幾らずつ払っていくのか、それから、

施設の維持管理費というのがこの中に入っていると思うんですけども、41億円の中の維持管理費、それから、建設の内訳をまず示してください。

平井管財課長 防災新館の支払いについてのお尋ねでございます。まずお支払いいたします金額の内訳でございますけれども、以前、県議会にも諮りまして平成23年9月議会におきまして承認をいただいている契約額がございます。丸めて言いますと130億円なんですけれども、そのうち施設整備費は89億円でございます。それから、維持管理費のほうは41億円でございます。

今もう一つのお尋ねはこれからどういうふうに払っていくのかという話だったと思いますけれども、まずは委員も御指摘のように一括でお支払いすることになっている部分がございます。これが明年度に計上している大きな額でございますけれども、施設整備費につきましては、今申し上げた89億円の中から国庫補助金をいただきますので、その分は当然お支払いをいたします。それから、残った額の約半分、50%程度を一括払いとしてお支払いします。したがって、残りが分割で支払うという形になります。それから、維持管理運営費につきましては、これは維持管理運営費ですからその都度お支払いいたします。14年半にわたって維持管理運営をお願いしておりますので、毎年、半期において、1年に2回お支払いをするという形になっております。

小越委員 来年度の建物の支払いは幾らで維持管理費は幾らなんでしょうか。

平井管財課長 明年度は施設整備費のほうの支払い額が39億円でございます。それから、維持管理運営費のほうは半年ございますので1億4,000万円でございます。

小越委員 これは住宅ローンのように残りを割賦で払っていくと思うんですけど、維持管理はその業者がこれから平成39年まで、維持管理していくということなんですが、これから消費税が増税されるようなことも予想されております。それから、インフレで物の値段が上がっていきます。維持管理費については今後この消費税増税やインフレで物価が上昇した場合にはどのような契約を、その都度その分だけ上げてお支払いするんでしょうか。

平井管財課長 維持管理費にかかります消費税と、それから、物価上昇の影響についてというお尋ねだったと思います。まず消費税についてでございますが、これは消費税が変われば当然維持管理費のほうもかかる経費が上がりますので、その分は県のほうで負担をするという契約になってございます。それから、物価上昇でございますけれども、これもやはり事業者側の責任に負わせるわけにはいかない部分がありますので、毎年見直しを行うこととしておまして、毎年10月1日に確認できる指標というのが決めてございまして、その指標によりまして判断をするという形になっております。簡単に申し上げますと3%以上変動した場合、もちろん上がる場合、下がる場合あると思いますけれども、変動した場合には見直しを行うという契約になってございます。

小越委員 消費税が増税されますと、結局、県の負担も予定の半期で1億4,000万円から県の負担がふえてくると思います。それから、このPFIで施設管理維持する業者はそうはいつでも収入を上げるために、多分、下請などに出すかと思うんですけども、その下請に対する例えば労務、人件費のチェックというのは県でするんでしょうか。

平井管財課長 この事業につきましては委員御指摘のようにPFI事業ということで、PFI事業者のほうに委託をして行っております。したがって、今の委員のお話の実際にやる業者というのは、当然委託をしたりして地元の業者さん等を中心にやっていただくことになっておりますけれども、その中身のチェック等につきましては私どもではしない格好になっております。

(原子力災害対策事業費について)

小越委員 そうしますと、このPFIによる防災新館は予定よりも低く抑えて契約をしました。それがよいことか悪いことかは一概に言えないと思うんですけれども、そのPFIで下請される方がどんどんお金が低くなってしまおうということになりますと本末転倒かなと思っております。

それから、2番目、総の44ページ、原子力災害対策事業費50万6,000円ですけれども、原子力防災研修会の開催とありますが、これはいつ誰が何をやるのでしょうか。

宮原防災危機管理課長

本年度も防災研修会を行ったわけですが、本年度は現地、東日本大震災で陣頭指揮をとった岩手県の元防災危機管理監を招いて研修を行いました。来年度も同様にその経験者とか学識経験者等の講師を招聘して、市町村職員あるいは防災担当職員、消防団を対象に研修を行っていきたくと思っています。

小越委員

今年度は、この原発事故災害対策事業費でたしか130万円くらい予算がありまして、この原発事故に関してアドバイザーを設置するという話があったんですけれども、今回わずか50万円ということで実際の原発事故、一番近いのは浜岡ですが、それに備えての原発事故の訓練とかいうことはここにはないということでしょうか、講演会だけなんですか。

宮原防災危機管理課長

先ほどの件ですが、訂正させていただきます。先ほどの岩手県の講師は原子力ではございませんで、一般の防災研修会の件で招聘した者でございます。今年度は日本原子力研究開発機構から原子力に携わっている方を招いて研修を行った次第でございます。明年度につきましても防災研修会とともに先進地への職員の派遣、あるいは、防災訓練の静岡県とかへ派遣して実際に中へ入って訓練を行うという経費でございます。今年度につきましては、昨年度、防災計画に原子力の予防対策・応急対策を加えたということで、リーフレットとかマニュアルづくりに要する経費が載っておりますが、来年度、実際また国の原子力指針等の見直しもございますので、アドバイスを受けながらまた見直し等も行う経費でございますが、原子力開発機構の職員につきましては、報酬等無償で来ていただけるということですので、経費的には計上してございません。

(消防学校費について)

小越委員

原子力開発機構は、以前も指摘しましたが、原発推進側の方々です。その方々にこの原発事故のことについて研修していただくということはいかがなものかなと思っております。

次に総の48ページ、消防学校の件についてお伺いします。消防学校の設置は各県で必置なんですか。

山下消防保安室長 都道府県の消防学校の設置につきましては消防組織法の中で必置とされており

ます。

小越委員 必置ですから必ず山梨県も消防学校をつくらねばならないという中で、この財源ですけれども、県債、県費全て県のお金ですが、必置であれば国からの何らのお金が出てこないのでしょうか。

山下消防保安室長 消防学校の運営及び経費、建設に係る経費でございますけれども、必置という組織法上の規定がございまして、地方交付税の基準財政需用額の単位費用といたしまして毎年度措置されているものでございます。

小越委員 そうしますと、3年間で30億円、その前に造成工事や設計の経費をあわせて、35億円ぐらいかかっておりますと、毎年地方交付税で措置されているとなると、幾らぐらい入ってくるんですか。来年度35億円くるわけではないと思うんですけど。

山下消防保安室長 消防学校につきましては県庁舎と同様県で設置をする庁舎でございます。ですから、先ほど単位費用で措置されていると申したわけでございますけれども、消防学校分として幾らということであるわけではございませんので具体的な数字については御説明できませんが、基本的には毎年度の措置の中で措置されている。これは山梨県だけではございまして、全都道府県同じ状況でございます。

小越委員 消防学校の定員、これは今どのくらいで次にどのくらいの人数がふえるのか、現状維持なのか。

山下消防保安室長 消防学校の定員はいわゆる初任科生のことを前提にしておりますけれども、60名でございます。変動はございますけれども、今後も60名以内におさまる予定でございますので、新たな消防学校におきましても宿泊定員の60名については変わっておりません。そのままでございます。

小越委員 今回、前に比べて面積が倍ぐらいになります、全部建てかえとなるんですけれども、これはほかの県に比べて山梨県の定員60人、これに対して同じ規模のところと比べると、建物と面積、1人当たりの額、1人当たりの面積とか建物の費用というのはいま決まっているんですか。

山下消防保安室長 基本的には他県の例を参照しながら同規模県、あるいは、同様の収容人数県、そういったものを前提といたしまして、あるいは、今回の敷地面積といったものを前提にいたしまして標準の事業費でございますね、こういったものを算定してまいりました。

小越委員 標準的な事業費ということで、心配なのは建設工事が平成25年、26年、27年にかけてということになりますと、このまま可決されますとこれから発注して、全部建てかえますよね。そうすると、結構大きな建物がそっくり、ちょっと特殊な建物もつくったりするんであれば、平成27年に間に合うのでしょうか。これから入札して、早くても7月、8月ごろからの工事で、引っ越しもありますし、この2カ年半で間に合うのか、どのように考えていらっしゃるんですか。

山下消防保安室長 それぞれ施設群ごとに工区設定をしております。今、現在造成工事を行っております、これが6月には完了いたします。この間、幾つかの工区分けをいたしま

して工事の発注準備を行いまして、契約等でございますが、7月には建物の取り合い等がございますので順次、工事着手をしております。そして、平成27年4月が開校でございますので平成26年のおおむね12月くらいまでには建設工事、建築工事を完了し、その後、開校準備ということでございます。その後に平成27年度におきましては現施設の解体、あるいは、グラウンドの造成工事という設定でスケジュールを組んでおります。工期どおり現在進んでおりますのでスケジュールに問題はないと考えております。

小越委員 これは一括発注ですか、分離・分割にするんですか、全部1社でやるんですか。

山下消防保安室長 発注につきましては県土整備部の営繕課のほうに工事依頼等を行いますけれども、当然、基本的には建設、建築の部分、あるいは、電気、機械と、そういう区分で発注が分かれると思いますし、工区発注につきましては、現在、実施設計を行っております。この中身も踏まえまして工区分けといったものも最終的に決まってくると思います。

(議会運営費について)

小越委員 最後に議の1ページ、議会事務局にお伺いします。毎年お聞きしているんですけども、この議会運営費の中に先ほど視察などが入っているというお話なんですけど、県議会議員、90万円までの海外視察研修の経費はここに入っているんでしょうか、いるとしたらお幾らでしょうか。

大森議会事務局次長

議会運営費の中に20名分、1人90万円が入っております。例年どおりの予算計上をしております。

小越委員 20名×90万円ということは1,800万円ですね。もう一つブラジル山梨県人会2,400万円というのは、これは何人ですか。

大森議会事務局次長 議員7名、それから、事務局2名の9名を予定しております。

小越委員 ブラジルが7人で2,400万円が高いかどうかはちょっと、海外視察90万円のものは、住民監査請求で19日に判決が出ます。そして住民監査請求されたとき、前は議長の決裁でよかったんですけど、議会の議決を経てやるべきだというふうに今度変わるようだと思います。この2年間誰も行っていませんけれども、議会の議決が必要であるのであれば、新年度当初予算に盛りなくても補正予算のときに議案が出てくればそこで採決して、1個1個90万円なり80万円なり要求すればいいのに、なぜ今ここに1,800万円、最初に入れてしまうんでしょうか。

大森議会事務局次長

派遣につきましては従来から議会の議決が原則でありますけれども、緊急を要するなど特殊な場合は議長の決定ということでやっておりますが、今回からは議会の議決という原則を重視するという形になっております。ただ、予算の計上につきましては4年の任期の中で原則一度はという形の申し合わせがありますので、毎年度必要分の予算を計上させていただいておるということでございます。

小越委員 そうしますと、毎年20人分の90万円、1,800万円掛ける4年分ですよ。その1人にかかるよりもたくさんの予算を計上することになるんですよ、毎年2

0人じゃなくて38人×90万円で4年間でないですからね。そうすると、4年間で80人×90万円という予算を計上することになるんです。そうすると、それを使わなかったら不用額として残りますけど、それは本来その年に使えるお金を違うところに回せばいいわけですから、議会の議決を必要とするとするのであれば、補正予算で次のときに、90万円なり180万円なりとするべきだと思います。私はここに最初から海外視察90万円、とりわけ、今、その海外視察90万円を住民の中からはもうやめたほうがいいという、私もそう思いますけど、声が出ている中では計上することには反対いたします。

討論 なし

採決 採決の結果原案のとおり可決すべきものと決定した

※第21号 平成25年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第22号 平成25年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第23号 平成25年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第4号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第5号 山梨県職員定数条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第6号 山梨県行政財産使用料条例中改正の件

質疑

高木委員 防災新館のところで、オープンスクエアですが、使用料が17,040円となっております。この全面使用の場合の平米数を教えてください。

平井管財課長 全面ですと323平米になります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第7号 山梨県県税条例中改正の件

質疑

小越委員 消費税の現行税率1%換算、そして1.7、2.2ということですがけれども、現行ですとこれは幾らになり、1.7、2.2で幾らになるのでしょうか。

上小澤税務課長 現行の5%で、消費税清算後の数字ですと、平成23年度決算で171億円でご

ございます。それを8%に引き上げますと120億円程度でございます。さらに10%に引き上げますと200億円程度でございます。

小越委員 消費税清算後で平成23年が171億円、8%になり125億円、その後、200億円というように一旦減って見えるんですか。

上小澤税務課長 引き上げで120億円の増額ということでございます。さらに200億円の増額ということでございます。

小越委員 今171億円、これがさらに5%ですとこれが倍になるということですね、10%ということになりますと。それだけ私たちの消費税を払う負担が多くなるわけですから、本体の消費税税率引き上げそのものが私たちの暮らしをますます悪くすることになりますので、この条例改正については反対いたします。

討論 なし

採決 採決の結果原案のとおり可決すべきものと決定した

※第27号 平成25年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した

※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見

小越委員 採択するべきだと思います。2年前に起こった原子力発電所の事故、まだ見込みが立っておりません。原発から撤退すること原子力政策の転換を求めることは妥当な請願だと思います。この請願を採択するべきだと思います。

(「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第 23-13 号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2

意見

小越委員 先ほどの請願のときにも述べましたけれども、原発から撤退するのは県民、国民の声だと思います。特に計画中の原発、現存する原発の問題はあちこちで活断層がないということを否定できないものとなっております。現在あります原発を早急に廃止すること、それが安全・安心とエネルギー政策に結びつくと思います。この請願は採択すべきだと思います。

（「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第 23-14 号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

意見

小越委員 浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書の採択を求めます。福島原発事故の後、本会議でも質問がありましたけれども、いまだに東京電力からのいろいろな経済的な賠償問題の解決がされておられません。もし浜岡で大きな事故が起きたときに、山梨県民の健康の問題はもちろん経済的にも大きな被害を受けます。浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書を採択すべきだと思います。

（「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第 23-15 号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて

意見

小越委員 先ほどと同様の趣旨でございます。浜岡原発を廃炉にするべきだと私も思います

ので、この請願の採択をお願いしたいと思います。

（「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見

小越委員 先ほどの審議の中でもお話ししました。この請願、そして陳情も出されております。19日にはこの住民監査請求を受けた後の住民訴訟の判決が出されます。先日配られました監査委員の指摘では、あるところでは往復の割引をしていなかったと、それを往復割引を使うようにということまで言われております。県議員だけが90万円の税金を使って私的な観光旅行と差異がないようなことにお金を使うべきではありません。この海外研修制度廃止を求めることは県民の総意だと思います。裁判の結果が出る前にぜひ議会としてこの請願を採択し、海外研修制度廃止をすることを求めます。

（「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（県庁舎の管理について）

永井委員

県庁舎の適正な管理について幾つかお伺いします。1月19日の山梨日日新聞ですけれども、明野処分場、県庁で攻防、反対80名、撤回求め押し問答、県は知事室フロア閉鎖とセンセーショナルな見出しがの中で並んでおります。明野処分場に反対する住民グループが知事との面会を求めまして、これを拒む県側と押し問答になり、知事室への入室を拒むために県庁本館のエレベーターを2時間以上停止したり、知事室がある3階の防火扉を閉鎖したりしたという内容でございました。私もそのとき前を通りかかったんですけど、かなり物々しい雰囲気だったのを覚えております。私はこの記事を読んで県職員が県民の皆様のための仕事をする場である県庁舎、県民の皆さんが所用のために訪れる県庁舎が、このような騒乱状態に陥ったということに大いに驚きました。そこで県庁舎の適正な管理について幾つかお伺いをさせていただきます。県庁舎の管理は山梨県庁舎等管理規則に基づいて行われていると承知しています。その規則において明野処分場に反対する住民グループがとったような行動は認められている行動なんでしょうか、まず所見をお伺いいたします。

平井管財課長

ただいまの質問にお答えします。本来ですと県庁舎は開かれた庁舎ということでございますので、県民の方の中への立ち入りとか、あるいは、そういった特に意見をお持ちの方のいらっしゃることを制限するものではないものと考えております。ただし、そうはいいまして、委員も御指摘の庁舎等管理規則がございまして何でもできるわけではないと。いわゆる庁舎の治安を乱す行為、あるいは危険になるような行為、あるいは職務の妨害になるような行為がされる場合には困りますので、一定の制限をさせていただいているところでございます。

永井委員

私はこの中に第4条に何人も庁舎等において次の各号に掲げる行為をしてはならないということで9つ禁止事項が書いてあります。今、課長がおっしゃられた禁止事項があるんですけれども、この第4条に規定をされている示威行為またはけん騒にわたる行為、通行の妨害になる行為、事務の妨害になる行為に自分は今回のことは該当すると思います。また第5条に立ち入りの制限というのがあるんですけれども、制限されている集団陳情にも今回の場合該当すると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

平井管財課長

委員が、今、規則のほうをお話しいただいたんですが、まさにそのとおりでございましてそういった規則がございまして。今回の団体に限るわけではないんですが、多くの場合、事前にこういう目的で来たいというお話がございまして。そういった場合、その該当事業課と私どもと相談させていただきまして適切な対応をとらせていただいております。今回の場合も50名ぐらいで知事に申し入れをしたいというお話でしたので、それだけ多くの方がお見えになって何かあっても困りますので相手方に対しまして委員も御指摘の第5条に基づきまして秩序を維持するために必要があると考えましたので、立ち入ることができる場所とか時間とかの指定をさせていただいたところでございます。ところが、そういった指定をしたにもかかわらず、委員も新聞記事を読んでいただきましたように、その指定を超えてどうしても知事に会いたいということで、制止を振り切って上のほうに登っていかれる方がおりましたので、それについてはそういうことをしないでくださいということをお話で注

意したところでございます。

永井委員 非常にそういった部分ではあまりいいことではない。1月19日のようなこういう騒乱がこのグループに限らず再発してはならないと思いますし、これを見てまた来るような方たちも、もしかしたらいるかもしれない。この実情を見て山梨県庁の庁舎等管理規則に基づいて毅然とした態度、今回もその態度で臨んだわけですが、県庁舎というのは言うまでもなく県民の皆さんの施設でございます。一部の住民のグループの方が押し入るといふことは、そういうことをしていい施設ではないと思います。今後の庁舎管理に対する方針を最後にお伺いしておきます。

平井管財課長 最初にお話しさせていただきましたように、私どもとすればやはり県民の皆さんの意見を聞くということは非常に大事なことですし、そういう意味で開かれた県庁にしてまいりたいという気持ちでございます。また、その一方で特に私の仕事でございますけれども、庁舎管理者としては正当な秩序ある職務環境を維持していかなくちゃいけないと、円滑な行政運営に資するようにはしていかなきゃいけないという中で、その両者の均衡を図るといふ中で必要最小限の制限をしなくちゃならない場合には、毅然とした態度を持って適切に対処してまいりたいと考えております。

（県職員のメンタルヘルスについて）

山下委員 県職員のメンタルヘルス対策についてお話をさせていただきます。先ほどから、お話しさせていただいたように人員削除で、業務によってというお話のようで、その中でメンタルヘルスの面で問題を抱える県職員が非常にふえているということをお伺いしておりますけれども、このメンタルヘルスの問題で休職している県職員の推移を、わかるようでしたらお答えいただきたい。

田中職員厚生課長 データとして持ち合わせております知事部局の数値で申し上げますけれども、20日以上傷病休暇を取得している職員に対し療養させ、それから、治療に専念させるための勤務の制限を加える措置というのがあります。これは養護措置というふうに言うんですけれども、その養護措置をとる職員、直近では平成23年度は69名の方が養護措置でお休みになり、そのうち31名の方がメンタルの心の問題でお休みをしております。最近の流れで知事部局のみで申し上げますと、ちょうど5年前の平成19年には養護措置81名に対して30人、大体37%程度でございましたが、養護措置の数はだんだんだんだん減ってはきておりますけれども、メンタルの占める割合につきましては44.9%ということでございます。だんだんだんだんふえる傾向にあるというふうな傾向でございます。

山下委員 このメンタルヘルスの問題がなかなか一概にこれが原因だというふうなのはないのではないかと思いますけれども、予防について対策というのはなかなか難しいかと思うんですが、そうはいっても、これだけふえているというのが今言うように傾向としてわかっているわけだから、それなりの対応策というのは講じているのか、教えてください。

田中職員厚生課長 これは山梨県庁に限ったことはございませんで、全国の公務員も同じような傾向でおおむね50%程度のメンタルの職員がいるというふうにお伺いしております。県としましてはまずそういったメンタルの職員を抱える職場の管理職クラス、またはリーダークラスに対しまして毎年1回ずつ職員研修を行っております。その研修の中でメンタルヘルス者への対応、バックアップ等をお願いしております。それから、仕事の関係とか家庭の関係とかいろいろな要因があるわけでございますけれども

も、そういったメンタルの不調に陥った職員に対して匿名でストレス相談、これは精神科医、それから、臨床心理の先生方をお願いしましてストレス相談とか、カウンセリング相談というものを実施しまして未然にそういった病気にならないように、またもし医療的な措置が必要な場合には精神科医のほうにつなげていくということを行っております。

山下委員

いろいろ対策講じていただいているようですが、いろいろ耳に入ってくるころだと、いわゆる休職に至るまでの経過があるわけですね。要するに突然なるわけじゃないから、だんだんプレッシャーかかったりいろいろしていきんでしょう。当然のごとく課があるわけですから回りの人たちもみんないらっしゃるわけですよ。部下もいたり、また直属の上司もいたり、そういう人たちどういふふうにしているんですかね。助け合っているんですかね、それとも病気にかかるやつが悪いんですかね、いろいろあるかと思うんですよ。そんなところのお話というのは伺っておりますか。特に上司、そういうふうな部分で検証したり、今、上司にも指導はしていると言っているけれども、やっぱり上司の部分、そしてまた周りにいる人たちが、周りは当然仕事量がふえているからなかなか大変なんでしょう。1人で抱えるとつらいところもある。そういうのをやっぱり回りで少しずつ協力していくというふうな、そんな態勢もつくっていかなきやいけないんでしょうね、そんなことはどうなんですか。

田中職員厚生課長

メンタルヘルスに陥る原因というのは先ほどもちょっと述べましたけれども、家庭の問題もありましょうし、それから、仕事の関係、人事異動とか、仕事の量や質とかいろんなものが複合して起きておりますので一概に言えませんけれども、所属の上司としましてはとにかくその変調に気がいたら、すぐまずその職員に声がけをしてどういう状況かということ聞いてそれに対処するというのも大事ですし、それから、健康管理室がありますのでそういったところの保健師がございますので、保健師のほうに相談をしてもらってそれに対処する。それでもだめな場合は専門的医療につなげていくというふうな段階を踏んだ形でもってサポートをしていくことを考えております。それから、メンタルに陥ってしまっただけで治療にかかっているわけですが、その人が今度復帰したいという場合においても、医者、それから、職場、保健師等さまざまなそういったものを使いまして復帰させるようなサポートをしていくというふうな形をとっております。

山下委員

この問題、この質問で最後にしますけれども、1つ言いたいんですね。うわさで、メンタルヘルスに追い込ませている管理職がね、何人か追い込んだりという人もいるようなことを、上司がそういうふうにしちゃったと聞くこともあるから、やっぱり県行政ですからいろんな部分で臨機応変で変わってきるところもあるかと思うんです。仕事量の部分は能力の差もあるかもしれないけれども、やっぱり適切に上司がこの仕事に対してこういう資料が欲しいんだとか、こういうふうにつくっていい、そういうしっかりとした指示を上司が出していけば、やっぱり本人も同じ資料を2回も3回も同じ資料をつくらなくて済みますしね、上司のほうできちっと新しい問題について、こういうふうなことをちょっとやってみろといったときに適切な指示を出せば、追い込まれる部分も薄いんじゃないかなというところがありますから、大いにその上司の指導というのもしっかりしていただいて、若い職員、また部下の人たちもね、気持ちを大きく持っていただいてやっていただけるような、そんなことも大切じゃないかと思っておりますので大いに研究していただきたいと思っております。

（県庁敷地オープン化計画について）

皆川委員

管財課だと思えますけど、県庁のオープン化の問題ですが、西門の脇にある観光推進機構などが入っているビルがありますね。あれはいずれ取り壊して西門の入り口をオープン化して、開放的な空間をつくるという計画だとお聞きしてはいますが、あのビルはいつ取り壊すのか、決まった計画があるのかなのか。

平井管財課長

西別館のお尋ねですけれども、解体いたします。予定といたしますと先ほども予算のところで審議していただきましたが、別館の改修工事を来年度、再来年度にわたって行いまして、平成26年度末に完成をする予定になっておりまして、あそこに入っております観光部につきましては今のところそちらのほうに入っていただくような予定をしておりますので、平成27年度に解体工事を行いたいという予定でございます。

皆川委員

平成27年度に解体して広げるわけですね。そうすると、門というものはない、すぐ自由に入って行ける、こういう計画なんですか。

平井管財課長

昨年末に決めました県庁敷地のオープン化計画の中で、県庁はできるだけ開かれた空間にしようということにしておりまして、どこからでも出入りできるようにしたいという考えでございますので、西門につきましてもその際には撤去いたします。ただ、車が土日でも自由に出入りできるということはちょっと困りますので、車の進入防止のポールみたいなものは用意すると思っておりますけれども、基本的には人が誰でも入れるような形で門は撤去する予定でございます。

皆川委員

ということは、セキュリティーが問題になってくるけど、全体を外しちゃうのかな。誰でも入れますよね、自由なんだから。そうすると、この庁舎を守るというセキュリティーはどういうふうにするんですか。

平井管財課長

今申し上げましたように車につきましては車どめのポールを設けますので、もし何かの場合にはそれを立てるという格好になります。委員のお尋ねのセキュリティーなんですが、これはオープン化と矛盾するといいますか、相反する課題の1つだと思っております、私どもとして今のところこれから計画していくわけですが、防犯カメラ等を各所に設置をいたしまして、それを監視するというのを今のところは考えております。

皆川委員

もう一つそれに関連してかつて私が本会議で質問したときに、知事がオープンスペースにして県民の憩いの場にしたいと、観光客もどンドン入ってきてもらおうと言って足湯をつくると言った、これはどうなんですか。

平井管財課長

これにつきましても先ほどのオープン化計画の中に記載してございますけれども、その中では県庁の東側、もと宿舎があったところがあるんですが、そこに給湯、お湯がありまして今でもお湯の口が残っておりますので、その活用をできないかなということを、県庁東側、県民会館跡地等の計画をする中で考えていきたいという考えでございます。

皆川委員

ということは、今の県民会館を壊した後の話ということ、この足湯の話は。

平井管財課長

東側につきましては、御承知のように公用車等の置き場として使っております。来年、再来年度と県庁構内の改修を行いますので構内の駐車場が不足しますので、

その間にはやはり必要になりますので、その間はそういう格好で利用してまいります。県庁構内の整備が平成26年度で終わる予定をしておりますので、その段階で県民会館も解体をする予定になっております。それまでの間にあちら側の敷地をどんなような格好で活用していくというのを、私どもだけではなくて県土整備部と中心になって検討してまいりますので、その際にそういった給湯の活用ができないかということを検討するという格好になってまいります。

皆川委員　私は県民会館と東別館を壊して、あそこのスペースをどう使うかについてまだ南口修景計画とあわせて中で、お城の整備をしていくと、そういう中でそこはやると思っていました。もしお湯が沸く、今とめてあるんでしょう。それを引っ張ってきて、こっちのほうの今の県庁内の庭に足湯をつくるんじゃないかなと思ったんですけど、そうじゃないと。

平井管財課長　給湯栓自体は今申し上げましたように東側の敷地のほうにございますので、新しく給湯栓を掘るというのはできませんので、そういう手段はありますけれども、かなり下を掘ってやっていくのには、お金もかかるということでもありますので、その辺また東側の整備の中で検討してまいるという課題にしてございます。

皆川委員　わかりました。それから、今、別館と、それから議会棟は指定されて文化財になっているんですか、今から。

平井管財課長　既に指定されてございます。

皆川委員　既にもうここも県指定文化財になっているんですね。別館のほうは何かいろいろな計画があって、偉人館というんですか、県に過去いろんな功績があった人の写真を飾ったりという計画も聞いているんですけど、教えてください。

平井管財課長　別館に設ける予定をしております近代人物館というふうな仮称で呼んでおりますけれども、そのお尋ねだと思います。それにつきましては、今年度、4月より検討委員会を設けて外部委員の方をお願いをしまして検討させていただいております。4回ほど検討する中でおおむね概要がまとまってまいりまして、先ほど申し上げました近代人物館という名前を整備をしたいと考えておりまして、基本的には別館の2階のかつて知事室があった部分、ちょうど南東の角になるんですけれども、今、警察本部長室になっています。そこを中心に、公安委員会室ですとか、あるいは、今、教育長室のあるちょっと東側までなんですけど、そこら辺を使って知事室についてはかつての姿に、創建時の姿に復元をしたいという考えでありますし、その横の部屋を使いまして今申し上げました近代人物館、おおむね明治以降戦前ぐらいまでに本県発展の礎を築いた方たちの業績・功績といったものを感じていただけるような施設を整備したいという考えでございます。

皆川委員　実にすばらしい考えだと思うんですけど、明治以降、現代に至るまでというか、これ人を選ぶのは大変だよね、大体何人ぐらい飾るんですか。

平井管財課長　近代人物館の所管自体は教育委員会のほうになってまいりますが、一緒に検討会もしておりますので私のほうで承知している範囲でお答えさせていただきますが、人物についてはやはりいろんな考え方がございます。どういった方がいいのか、それについて検討委員会で検討しておりまして、やはり必ず欠かせないという、何と申しますか、Aランクみたいな方とボーダーラインの方といろいろいらっしやいま

すので、また今後詰めていく格好になろうかと思いますが、いずれにしても数十人ぐらいはですね……。

皆川委員 ざっと何人。

平井管財課長 今のところ50人ぐらいは。

皆川委員 50人。

平井管財課長 今、俎上に上がっているのはそのぐらいですが、実際に展示ができますのはスペース的な問題もありますので9人ぐらい置いて、年に2回ぐらい展示がえをして入れかえをするというふうなシステムかなと思います。

皆川委員 わかりました。

（県債について）

小越委員 各種質問させていただきます。確認なんですけれども、補正の分と新年度予算を合体していろんな事業を進めていく中で、県債の発行なんですけれども、今年度、新年度予算693億円の県債の発行で、前の補正予算と全部連続して流れていくと思うんですけど、そうしますと、幾ら県債発行になるんでしょうか。

尾崎財政課長 県債の発行でございますけれども、年度ごとに管理しておりますので合わせてということはありませんが、平成25年度は御指摘いただきましたように693億円でございます。平成24年度でございますが2月補正まで合わせまして県債は873億円でございます。うち追加提案分が142億円ございました。

（新年度予算編成について）

小越委員 873億円、年度で区切っていると思うんですけど、この時期にここの693億円発行するというので、それで新年度予算の編成に当たって編成方針中では県単公共は-5%にする、いつもそうしていたんですけど、今回も-5%ということが、95.4ということですからちょっと多いですが、連続して公共事業を発注していく中でいきますと、この前年度-5%というのよりもプラスのほうに行くということで理解していいでしょうか。

尾崎財政課長 恐れ入ります。御質問の趣旨ですがプラスのほうに行くというのはどういう御趣旨でございましょうか。

小越委員 県単公共事業は前年度から5%カットするという方針だったと思うんです。今年度その方針で編成されたというふうに聞いております。県単公共事業のところがこの資料を見ますと95.4ですよ。今回、補正とこの新年度予算はこれで足していきますと-5%ではなく、全体とする15カ月予算にしますとプラスとか、-5ではなくなってしまうんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

尾崎財政課長 -5%というのは年度ごとに管理しておるものでございますので、平成25年度が県負担額△5%で管理していただくというところに変わりはございません。24年度と25年度足してということでございますが、24年度、今回追加提案させていただいた分も含めまして24年度中に執行していくことは実務上無理でございますので、24年度の事業費に関しましては25年度に実質上執行させていた

だくこととなります。その額が実質幾らかということになりますと合わせまして966億円でございますので、足しますと事業費としては例年になく、また昨年よりも大きなものになっているということでございます。

小越委員 いつも補正が来て決算上になりますと県単公共、公共事業が予算に対してぐっと伸びてくると思うんですけど、今回は一応年度、年度で切ってくるようになりますと、補正の部分で追加142億円にしますと-5%というのは予算上はなったかもしれませんが、決算上でいくとかなり-5%じゃなくてプラスの方向に行っているんじゃないかなという理解でよろしいでしょうか。

尾崎財政課長 何年度の決算になるかということにも関連してくるんでございますが、平成24年度の決算ということで見れば、追加提案しましたのは24年度中には執行できませんので、25年度の決算に比較的多くなってくるものだと考えております。また、早期執行に努めておりますけれども、25年度の当初予算、24年度の追加提案分を執行していきますと、25年度の決算が一定程度多くなることが見込まれますが、さらにその翌年度に繰り越して執行していくということも想定されるものでございますので、一概に25・24年度のところの決算が幾ら大きくなるという見込みは現時点ではできないものでございます。

（実質公債費比率について）

小越委員 予算でいくと-5%になるけど、結果的には公共事業を圧縮していくというのが、追加の補正でいくとどんどん膨れ上がっていつているのではないかということをご心配している次第です。

もう一つ聞きたいんですけど、平成28年をピークに公債費はそこまで上昇して、その後、静かになってくるという話だったんですが、それでこの前聞きましたら「いや、それは大丈夫だ」というお話があったんですけども、28・29年の公債費は違うんですね、800億円と900億円という数字が前ありましたが、今回の142億円追加したところで28年・29年のその負担は幾らぐらいにというふうになっていくんでしょうか。大丈夫だとおっしゃっていたのであれば、誰か計算したと思うので幾らになるか教えてください。

尾崎財政課長 142億円でございますけれども、実際の償還は28年度・29年度から始まっていくものと思います。おおよそ30年で県債は償還していくこととなりますので、142億円の償還、単純に30分の1にしますと単年度で4億、5億円ずつの償還ということがふえていくこととなります。ざっくりとですが考えてみますと、実質公債費比率にそれが影響ないかといえ、その4億・5億円というのは当然影響があるわけでございますけれども、18%を超えないのかという本会議、委員会の御質問でございましたので、18%を超えないということに関しては、影響はございません。

小越委員 でも、900億円も超えてピークが平成28年だったのが、もう少し向こうのほうまでどんどんふえていくという、その理解でよろしいでしょうか。

尾崎財政課長 ピークについても、今後、県債等残高の縮減を着実に進めていくことによりまして、28年度・29年度というところでピークが大きく動いていくということはないと、すなわち影響はないというふうに考えております。

（県税収入について）

小越委員

もう一つ県税収入の見通しをお伺いしたいと思います。今回の補正予算は県税収入、県民税、それから、地方消費税含めて減るという話なんですけれども、この県税の収入は、今、直近よりも前のものが反映されているかと思うんですが、要は今後はこの県税収入はどのように推移していくというふうに見通しをお持ちでしょうか。

上小澤税務課長

税込、今後の県税収入の見込みということでございますが、平成25年度につきましては当初予算に計上しているところでございますが、それ以降につきましては税制改正の影響等がございますので現時点では見込みができていないところでございます。

（オスプレイについて）

小越委員

税制改正とか消費税の増税がありまして、それから、円安、ちょっと拾いますといいほうと悪いほうと両方ありまして、県民にとってみるとよいほうが少ないんじゃないかと私は心配しています。県民税、とりわけ事業税、それから、個人の県民税は収入が減ってきますと、税額が減ってきますので、このまま行って大丈夫なのかというのが私は心配で、先ほど聞きました公債費の率が上がってきております。財政課の発行している「山梨県の展望と課題」、平成24年10月26日の公募債・地方債発行のPR説明会資料、これによりますと山梨県は地方債残高、普通会計地方債残高、首都圏近郊9団体のうち人口1人当たり少ないほうから最下位、すなわち1位ということですね。最下位、少ないほうから最下位。地方債残高、少ないほうから全国で42位、ということは、1人当たりの地方債の残高は上から数えて6番目ということで、1人当たりの県民の借金は全国はすごい上位なんです。関東へ行くと一番多いんですよ、公債費、人口1人当たり。それがこの標準財政規模あたりから見ましても全国だと少ないほうから40位、すなわち上のほうから8位で、首都圏近郊は最下位ということが一番多いということですね。

そうしますと、今後の財政見通しを私は非常に心配しているところなんです。今後、県債発行せざるを得ないような状況と、それから、県債発行に伴って公債費がふえていくところをしっかりと今後見ていかねばならないなと思っている次第です。以上、それが私の意見です。

もう一つ、オスプレイの話をしたいと思います。きのうオスプレイの問題で北富士演習場対策課とお話ししましたが、演対課ではなかなかそこまでつかんでいない状況だったので確認をさせていただきたいと思います。28日に国から、防衛局からオスプレイが本土上空で飛行があるということを演対課が情報をいただいた。その後に演対課関係の富士吉田市とかその近辺の村等には情報を流したというんですけれども、庁内には防災危機管理課を通じて連絡したというんですが、それを受けてどのように対応されたんでしょうか。

宮原防災危機管理課長

演対課が防衛省から得た情報について、対応したということですが、それ以外に防災危機管理課としては対応をしておりません。

小越委員

それは演対課を通じて防災危機管理課に連絡が入って、庁内の知事、総務部長含めて、知事のところまでそういう情報が行ったんでしょうか、行ってないんですか。

宮原防災危機管理課長

演対課のほうで連絡を行っております。

小越委員　　今回は岩国ですけれども、キャンプ富士でも近々予定したいというふうに言っております。キャンプ富士が拠点になりますと、キャンプ富士は富士吉田市と山中・河口湖だけではなくて、そこから飛び立っているんなルートに飛びますと山梨県の上空を飛ぶ可能性を否定できないと思います。そうしますと、演対課が窓口で対応しているのか、甲府市も北杜市も身延町も含めてオスプレイの飛ぶ可能性があると思うんですけれども、それについてはどのように情報を得て、どのようにこれから対応されていく予定なんでしょうか、担当は防災危機管理課でよろしいのでしょうか。

宮原防災危機管理課長

オスプレイの配備とか飛行訓練につきましては、国が責任を持って対応する事案だと考えておりますが、万が一県の上空を飛ぶということになれば、防衛省から連絡が入ることになっておりますので、情報が入り次第、市町村あるいは消防関係、報道機関等に速やかに情報を流すとともに、県民にもお知らせをしていく予定でございます。

小越委員　　それはどこの所管なんですか、北富士演習場対策課ですか、防災危機管理課ですか。各市町村に誰が責任を持って言うのか、知事に誰が責任を持って報告して、どのように対応が決まるんですか。

宮原防災危機管理課長

オスプレイが本県の上空を飛来するという、そういうことだけでは災害関連法とか国民保護事案には該当いたしません、県民の皆さんにとっても関心が高いということでございますので、防衛省からそういう情報が入れば危機管理という意味で、防災危機管理課が所管して情報伝達とかいうことを行っていきたいと思っております。

小越委員　　山梨県上空なり静岡上空を飛んでキャンプ富士に着く可能性が高いですね。そのときには甲府市も通るし北杜市も通るとなれば、そこは防災危機管理課が所管をして情報を収集し、各市町村に行き、そして何かあったときには防災危機管理課が対応するというところでよろしいのでしょうか。

宮原防災危機管理課長

すぐに災対本部とかいうところまでは行かないと思うんですが、そういう事態になれば情報等を得まして防災危機管理課のほうで対応をしたいと考えております。

小越委員　　先日、富士吉田市の市長が吉田の上空を飛ぶとなりましたら、それは阻止したいというふうなお話がありました。ほかの四国の各県の知事も非常に困ったことだと、なぜここを飛ぶんだというふうに発言しております。山梨県としましてはそういうふうなお考えをどのように持っていらっしゃるのでしょうか。

宮原防災危機管理課長

あくまでこの件に関しましては、国が責任を持ってやるという考えでございますので、本県に影響のある情報につきましては、防衛省のほうからも逐次入ってくるということですので、その情報に基づいて適宜・適切な対応を行っていきたくと思っております。

小越委員　　国が責任を持ってやっているという、そういう認識でいいのかと非常に心配です。富士吉田の市長が心配している、何かあったとき誰が責任をとるか。吉田だけの問

題でなく山梨県全体の県民の責任を負っているのは山梨県庁、県知事でありまして、情報をしっかり受け取ってどう対応するのか。例えば飛行のところを目視するとか、確認するとかいうことをもうやっている市町村があります、ルート上のところで。ここは離着陸するところですから一番危ないところなんですよ、ヘリモードに変換するということになりますから。離着陸時に編隊で来ます。そこは騒音も多いんです。そのときにどうするかというものを国が責任持ってやっているからということで、そういう対応では県民には非常に不安なままだと思います。防災危機管理課としてしっかりどのように今後対応していくのか、方針をお持ちだったらいきたいし、持たないんだったら持たないというのでどのように今後するのか、それを最後に聞きたいと思います。

宮原防災危機管理課長

現在、国からの情報でありますれば、本県の上空を通るということは想定されておられません。ですので、万が一本県の上空を通るという情報が得られれば、県としても具体的には高所カメラとかがありますので、そういうもので監視していくとか、人員を適切な場所へ派遣して、監視していくとかいうような対応をとるということでございます。

以 上

総務委員長 望月 勝